

保護者 様

千葉大学教育学部附属中学校 校長

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が以下の療養報告書に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

＜インフルエンザ出席停止期間の基準＞

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

.....

千葉大学教育学部附属中学校長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 生徒氏名\_\_\_\_\_

インフルエンザ（A型・B型・未判定）との診断（\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準1～3を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日より登校します。

記

| チェック | 出席停止期間の基準 |                                                                                    |
|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 1         | 発症日（発熱した日）を「0」とし、翌日から数え5日を経過している。<br>⇒発症日を記入してください。<br><b>発症日：_____月_____日（0日）</b> |
|      | 2         | 解熱後2日を経過している。<br>⇒朝から平熱に戻った日を1日と数えます。                                              |
|      | 3         | 登校しても活動できる状態に症状が回復している。<br>・咳がひどくありませんか。<br>・食欲はありますか。<br>・1日中起き上がっていてつらくありませんか。   |

受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

上記のとおり相違ありません。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 保護者氏名\_\_\_\_\_